

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	令和 6年 第 6 号
受付日	令和 6年 8月 23日
送付日	令和 6年 8月 26日
答弁受理日	令和 6年 10月 19日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	荻須 智之
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

議会ハラスメント条例に関する市長の行動について

議会ハラスメント条例と市長の対応を、お示しいたします。

1. 条例の趣旨と市長の権限の逸脱

条例の目的（第1条）は「市民から信頼される品格ある議会の実現」であり、議会の内部統制のためのものです。条例には市長の役割や権限に関する規定がありません。にもかかわらず、市長が独自にアンケートを実施し、議員の聞き取り調査を行ったことは、条例の趣旨から逸脱しています。（私への聞き取り調査の概要は後述します。）

2. 議長の責務の無視

条例第4条では、ハラスメントの防止・排除、問題発生時の対応は議長の責務と規定されています。市長がこれらの行動を取ったことは、議長の権限を侵害し、条例で定められた手続きを無視しています。

3. 二元代表制の原則違反

地方自治における二元代表制では、市長と議会は互いに牽制し合う関係にあります。市長が議長に指示し、議長名で第三者の弁護士を用いて調査が行われたとしても、市長が行ったアンケートを基に議員に対して調査を行うことは、この原則を崩し、議会の独立性を脅かす可能性があります。

4. 透明性の欠如

アンケートの実施や7件の事例の選定過程が不透明です。これは、公正さを欠き、特定の議員を標的にしているという疑念を生む可能性があります。

5. プライバシー保護の懸念

条例第6条では、ハラスメントの当事者のプライバシー保護が規定されています。市長主導の調査がこの規定を適切に遵守しているか疑問が残ります。

6. 説明責任の所在の混乱

条例第5条3項では、議員の説明責任が規定されていますが、これは議会内部での手続きを想定しています。市長主導の調査により、この説明責任の所在が不明確になっています。

結論

市長の行動は、議会ハラスメント条例の趣旨に反し、議会の自治権を侵害する可能性があります。これは二元代表制の原則を揺るがし、議会のチェック機能を弱める恐れがあります。適切な対応としては、市長が把握したハラスメント案件を議長に報告し、議会の内部手続きに委ねることが望ましいと考えます。

議会ハラスメント条例に関する市長の行動についての質問

議会ハラスメント条例に関する市長の行動について、以下の質問をいたします。

1. 条例の趣旨と市長の権限について

議会ハラスメント条例は、その第1条に明記されているように、「市民から信頼される品

格ある議会の実現」を目的としており、議会の内部統制のためのものです。

質問 1: 条例に市長の役割や権限に関する規定がないにもかかわらず、市長が独自にアンケートを実施し、議員の聞き取り調査を行った法的根拠をお示してください。

2. 議長の責務の尊重について

条例第4条では、ハラスメントの防止・排除、問題発生時の対応は議長の責務と規定されています。

質問 2: 市長がこれらの行動を取ったことは、議長の権限を侵害し、条例で定められた手続きを無視することにならないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

3. 二元代表制の原則について

地方自治における二元代表制では、市長と議会は互いに牽制し合う関係にあります。

質問 3: 市長が議員に対して直接調査を行うことは、この二元代表制の原則を崩し、議会の独立性を脅かすことにならないでしょうか。この点についての市長の見解をお聞かせください。

4. 調査過程の透明性について

アンケートの実施や7件の事例の選定過程が不透明であり、公正さを欠く可能性があります。

質問 4: アンケートの実施方法、および7件の事例を選定した基準と過程について、詳細な説明を求めます。

5. プライバシー保護について

条例第6条では、ハラスメントの当事者のプライバシー保護が規定されています。

質問 5: 市長主導の調査が、この条例のプライバシー保護規定をどのように遵守したのか、具体的にお示してください。

6. 説明責任の所在について

条例第5条3項では、議員の説明責任が規定されていますが、これは議会内部での手続きを想定しています。

質問 6: 市長主導の調査により、この説明責任の所在が不明確になっていませんか。

市長は、この点についてどのようにお考えでしょうか。

質問は以上ですが、議会の自治権と二元代表制の原則に関わる重要な事項です。市長には、これらの質問に対する明確かつ詳細な回答を求めます。また、今後このような事態が発生した場合、適切な対応として、把握したハラスメント案件を議長に報告し、議会の内部手続きに委ねるべきではないでしょうか。

市長の回答を踏まえ、必要であれば、議会として適切な措置を検討する必要があると考えます。